

2018年9月11日

北海道胆振東部地震発生により被災された お客さまを対象とした電気料金等の特別措置について(追加)

このたびの震災により被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

北海道ガス(株) (本社：札幌、社長：大槻博、以下：北ガス) は、同地震により被災された方の「電気料金の停電割引」と「ガス料金および電気料金の支払い期限日の延長」の措置(2018年9月10日プレスリリース済)に加え、お申し出のあったお客さまの電気料金および電気に係る工事費等については、北海道電力株式会社の電気料金等の災害特別措置に準じた下記の特別措置を講ずることといたしましたのでお知らせいたします。

<特別措置の内容>

(1) 不使用月の電気料金の免除

被災された方が被災時から全く電気を使用しない場合は、被災日が属する料金算定月の次の料金算定月から6か月間に限り、電気料金を免除します。

(2) 工事費負担金*の免除

被災時と同じ契約内容で2019年3月末日までに、新たに電気の申し込みを行った場合には、その工事費負担金を免除いたします。

(3) 臨時工事費*の免除

2019年3月末日までに、再建等のために臨時工事の申し込みを行った場合には、臨時工事費を免除します。

(4) 使用不能となった電気設備に相当する基本料金等の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、被災日から2019年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

(5) 諸工料*の免除

被災時と同じ供給方法で2019年3月末日までに、引込線、計量器等の取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

*工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

◆お申込み、またご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

北ガスお客さまセンター：011-231-9511 (受付期間：平日9時～19時/土日祝日 9時～17時)

※なお、地震等発生以降も、当社のガスの基幹設備(製造所、導管、事業所等)に特段の被害はなく、引き続き安定的にガスの供給を行っております。

以 上